知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する 意見募集の結果について

1. 実施期間

平成20年12月1日(月)~平成20年12月25日(木)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産基本法の施行状況に関して、以下の事項について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

- (1) これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果
- (2)第3期(平成21年度~平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の 在り方

3. 提出された意見

・ 合計42(うち団体12件、個人30件)。 うち、知的財産による競争力強化専門調査会関連分の意見は、合計29件(うち団体11件、個人18件)。

4. 主な意見の概要

全体

(これまでの政策の評価について)

- ・ 「知財立国」の実現に向けた取組により、我が国は世界でも先進的な知財制度 を持つ国の一つになったといえる。政府をはじめとする関係者の尽力を高く評価 したい。
- ・ 日米欧三極における特許出願様式の統一、模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の提唱、大企業知財 0B による地域・中小企業に対する支援人材データベースの 構築、等々、産業界としても満足すべき成果が得られたものと考える。
- ・ 我が国産業界においても、経営者の知的財産面での意識向上、知的財産部門に よる企業経営への貢献、等々の実効が上がってきており、インフラ面での所期の 目的の多くは、ほぼ達成できたのではないかと考える。
- ・ 2003年に知的財産基本法が施行されて以来、知的財産推進計画に基づき様々

な制度改革が進展し、多岐にわたる成果が得られ、我が国は同法が目指す知的財産立国へ向けて着実に前進しているものと考える。

- ・ 「知的財産による競争力強化専門調査会」のプロジェクトチームでライフサイエンス分野を含む4重点分野における知的財産戦略を検討したことは評価できる。
- ・ 「プロパテント政策」を、「知的財産権により恩恵を受けられる政策」と理解するなら、原告敗訴率が高い現状にあっては、プロパテント政策は空回りしていると評価せざるを得ない。

(第3期の基本方針の在り方等について)

- ・ 企業の営利活動、大学等における研究活動、さらには個人の日常活動等と、知 的財産の創造・保護・活用との関係のあるべき姿をそれぞれ設定し、それらを実 現させるための施策を策定すべき。
- ・ グローバリゼーションの見地からも知的財産未成熟国(BRICS/アジア諸国)に対して、産官が一体となって種々の働きかけを更に協力にかつ積極的に行い得るオールジャパンの組織を早急に立ち上げるべき。
- ・来年度から始まる第3期基本方針では、"プロ・パテント"に続く"プロ・イノベーション"の時代を意識し、知財制度の改革への取組をさらに加速させるべき。
- ・ 第3期基本方針においては、知財立国の実現という原点に改めて立ちかえり、 総合的な産業・文化戦略の下で、現在の世界経済の状況を踏まえ、新たな戦略観 に立った施策を展開し、イノベーション推進のための知的創造サイクルをさらに 強化していくべき。
- ・ 今後は、網羅的な施策ではなく、知的財産基本法の原点である国際産業競争力 強化に軸を置いた重点施策を中心とし、その他については各府省庁、産学等が自 己責任と権限をもって推進して行くような考えを導入すべきではないか。
- ・ 長期目標として、特許庁を核にして、著作権及び種苗法の下における育成者権 等の知的財産権をも一括して取り扱う知的財産権庁を設立することを置き、それ についての基礎的検討を始めることが望まれる。
- ・ 産業分野別の知的財産政策について、早急に具体的な方針を検討するとともに 解決へ向けてのロードマップを策定することを強く要望する。

I 知的財産の創造

(大学、研究機関、企業における創造力の強化)

・ 産業界が大学等に期待する多くは基本技術の創出であり、産業界ができないか かる基礎研究にこそ資金投入を更に行っていただきたい。

- ・ 特許法69条の試験研究の例外適用の範囲が判例もなく必ずしも明確でないため、この明確化の検討を開始すべき。
- ・ 職務発明制度の運用や訴訟の状況、国際的に事業活動への影響等を把握しつつ、 評価、見直しを行っていくべき。
- ・ 諸外国の職務発明に関するルールや慣習を調査するとともに、適宜、職務発明 規定の評価、見直しを行っていくべき。
- ・ 我が国の産業政策、国際産業競争力強化等の観点から、職務発明制度の本質と 在り方について、時間を掛けてじっくりと議論していただきたい。
- ・ 「ソフトウェア開発の成果」に係る知的財産についても民間が活用できる制度 (いわゆる日本版バイ・ドール規定の適用拡大)が導入されたものの、未だ十分 な活用がされているとは言えず、各省庁に対する新制度のさらなる周知徹底、よ り使い勝手の良い制度とするための改善を求める。
- ・ 世界に先駆けて策定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特 許に関する使用円滑化に関する指針」を、国内大学等や民間企業に広く周知され るとともに、海外にも積極的に発信し、各国への普及化が望まれる。
- ・ リサーチツール特許及びそれに関連する研究マテリアルの統合データベースの 構築について、迅速な対応が望まれる。

(産学官連携による知的財産の円滑な事業化)

- ・ 産学連携に関する諸問題について、我が国の産学連携の活性化並びにイノベーションの創出につなげる目的で、産官学が委員を出し、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべき。
- ・ これまで研究開発~事業化までのパラダイムがどのように変化してきたか、大学と企業との研究開発がどのような関係・位置づけ・役割になってきているか、また知財の源泉が何処にあるかを明確に再確認し、全体のデザイン・運営に眼を配るマネジメント人材の重要性を意識した研究開発・技術移転の戦略を再構築することにより、産学連携の更なる発展という所期の目的が達成されるのではないか。

Ⅱ 知的財産の保護

Ⅱ-1 知的財産の適切な保護

(国際知財システムの構築に向けた取組の強化)

・ 進歩性と実施可能要件乃至サポート要件であるが、この問題を解決するために、 これ等に関し適切な審査が行われるよう日米欧三極でのハーモナイゼーション の推進を要望する。

- ・ 世界特許システムの実現に向けて、日米欧三極が先導して国際的な特許制度調和への取組を推進すべきであり、実体特許法条約締結に関するグレース・ピリオドの議論等の進展や先願主義への移行等の米国特許法改正に向けた働きかけを更に進めることを要望する。
- ・ 知財制度の国際調和について、これまで以上に我が国が主導的な役割を果たすべきであり、政府は各国と連携し、特許審査の協力などを含めた特許制度の調和 さらに加速させるべき。
- ・ 知的財産制度の早期国際ハーモナイゼーションに向けて、今後とも国際的な交渉、議論の場(マルチ、バイ)で関係国、地域との間で精力的な交渉を継続推進いただきたい。
- ・ 同一発明多数国出願(例えば、PCT出願)の実体審査における特許庁間のワークシェアリングが推進されることを期待する。

(権利付与の迅速化)

・ 特許審査の迅速化、効率化のための諸施策については、今後も官民協力して推進していくべきであり、併せて、権利の安定性及びイノベーション促進の観点から、特許審査の質の向上を図るべきである。

(知的財産の安定性・予見性の向上)

- ・ 知的財産高等裁判所、及び同高等裁判所を中心とする知的財産権侵害事案の審理における運用面について、具体的に検証すべき。知的財産高等裁判所を利用するユーザーへのアンケート等による調査、既済事件の事例分析した上で、知的財産高等裁判所の司法制度としての評価及び知的財産権の正当な保護が十分であるか否かを評価すべき。
- ・ 特許庁は早期審査のみ傾注し、権利の安定化を図っていないのみならず審査、 審判で登録されても無効になるのでは全く意義がない。
- ・ 現在の裁判所は侵害成否よりも無効の可否判断を優先する傾向があり、これでは侵害裁判所とは言えないのではないか。充分に技術を修得していない裁判官が 進歩性を議論すること自体いかがなものか。
- ・ 特許庁と裁判所の間で審査基準の在り方などに関する共通認識の形成に努める とともに、技術と法律の双方に知見のある法曹人材の育成を図ることが必要と考 える。
- ・ 異議制度の復活、無効審判と裁判所に於ける無効の抗弁との関係についての再整理、特許の有効性の推定規定(米国特許法282条に倣う)の導入等を検討することが必要ではないか。

- ・ 知的財産権の保護は、民事訴訟による侵害の抑止を第一とすべきであり、刑事 規制は極めて悪質な侵害行為のみを対象とすべき。
- ・ 知的財産権侵害訴訟の東京地方裁判所及び大阪地方裁判所への専属管轄の規定 により知的財産権侵害事件を東京及び大阪に集中させたことが、他の地域に所在 する特許権者に対する権利行使のコスト増大をもたらしていないか、コスト負担 増が特許権の正当な権利行使を障害していないかを、現時点で検証すべき。
- ・ ウェブ技術を用いて科学・技術・知財コミュニティと特許審査官とを結びつけるコミュニティ・パテント・レビューは米国に次いで我が国でも試行されたが、 その成果を踏まえコミュニティを育てる配慮を講じた上で、本格実施する必要があると考える。
- ・ オープンソースソフトウェアを先行技術文献として利用しやすい仕組みを構築 することが検討されるべき。

(新技術等の知的財産の適切な保護)

- ・ 特許権等の知的財産権の存続期間を衡平に担保する観点から、単に権利を早期 に確立するための努力だけでなく、権利化に権利者の意図に反した遅延がもたら された場合には、米国で採られているような、存続期間を調整して権利者の不利 益を軽減するという策の導入について検討することが必要である。
- ・ 欧州では、米国と同様に実質的に「方法発明」による特許保護の審査実務が採用されていることから、我が国でも「先端医療特許検討委員会」での検討により、 欧米と同様の保護の実現が望まれる。
- ・ 遺伝子治療・再生療法等の先端医療技術に関する発明の特許保護に関し、日本 発の優れたイノベーションの創出・権利化促進のための知財制度の活用促進策に ついて真摯な検討を期待する。
- ・ 医薬品の試験データの保護期間を6年から8年に延長した(2007年4月) ことで、産業界の要望する8年データ保護が実質達成されたことを高く評価。国際的な整合性を睨みつつ、日本の産業力強化の観点から、医薬品の試験データの10年間の保護及びバイオ医薬品に適した保護などについて早急な検討が望まれる。

(ノウハウ等の適切な管理)

・ 営業秘密を侵害した場合、民事訴訟において採用されているような訴訟手続き を、刑事訴訟にも取り入れていただきたい。

(その他)

・ 審査のための先行技術調査機関について、その設立・運営要件を見直し、弁理

士等の兼業が容易とされる方向での検討を行うことが望まれる。

- ・生物遺伝資源の取扱いは、科学技術政策・産業政策・農業政策とも密接に関係しているので、産業界の意見も取り入れながら関係府省庁間の連携を一層密にして生物多様性条約のみならず大局的な見地から総合的に対処されるよう要望する。
- ・ 審査請求期間を、産業分野の多様性を考慮し、例えば3年、5年、7年と自由に 選択できるような制度を検討すべき。

Ⅱ-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)

・ 知財制度の国際調和について、これまで以上に我が国が主導的な役割を果たすべきであり、政府は各国と連携し、「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の早期実現の取組をさらに加速させるべきである。

Ⅲ 知的財産の活用

Ⅲ-1 知的財産の戦略的活用

(知財を活用した事業活動の環境整備)

- ・ 基本・基盤発明の普及・活用については、大学等の枠を越えて国家政策として 検討をより強力に推進するため、基本特許の活用促進に向けた現行の裁定制度に 準じた新たなライセンスシステムの構築が急務である。
- ・ 利用発明の裁定制度の日米合意については、本合意の成立経緯の不透明さ及び合意内容の不備(期限、改定方法の欠如)から、本合意の撤廃を強く要望する。
- ・「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度」(特定通常実施権登録制度) が積極的に活用可能なものとなるように、制度の詳細について引き続き鋭意検討 されることを要望する。サブライセンスに係る授権特約の登録等についても継続 検討されるよう強く要望する。
- 海外におけるライセンス保護制度とのハーモナイゼーションといった観点から、 米国・ドイツと同様の「当然保護制度」の導入に関しても、是非とも検討の場を 設けていただくよう強く要望する。
- ・ 特許のライセンス契約におけるライセンシーの保護について、契約によって第 三者に対抗できる米国型の"当然保護方式"とすることが望ましく、他の法制度 との関係に留意しつつ、検討を進めるべきである。
- ・ ライセンス契約について、米国等のように契約当事者が当然保護されるような 制度の早期導入につき検討いただきたい。
- ・ 法が当初想定した水準をはるかに超える規模の知的財産権に係わる取引が繰り

返される現在の状況においては、個別の登録無しに契約に基づき既存ライセンス が保護される米国型保護制度の導入を検討するべき。

- ・ 欧州の「ライセンス・オブ・ライト」のような、実施許諾の意思を登録することで特許の利用機会を拡大する制度の導入についても検討を進めるべきである。
- ・ ライセンス・オブ・ライト (LOR) の導入など、オープン化を目的とする技 術に対する特許権の在り方について検討すべきである。
- ・ 権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件の下、広く第三者に無償で特許発明 の実施を認める仕組み(特許コモンズ)は、特許プール等とは異なるアプローチ でイノベーションを促進するインフラとなりうるものと考えるが、このような特 許コモンズをサポートする政策(例えば、コモンズ化された特許の特許料減免措 置等)についても検討がなされるべき。

(知財の公正な活用の促進)

- ・ パテントトロールやOSSの第三者特許のようにイノベーションを阻害しかね ない権利行使が問題となっている。オープンイノベーションにおいても権利は尊 重すべきであるが、適切な権利行使の在り方について早急に検討し、対応を進め るべきである。
- ・ 知財をめぐる環境変化に対応し、権利行使の抑制を含めた適切な権利行使の在り方について、早急に検討を進めていただきたい。
- ・ 自らは製品・サービスの製造・提供等を行わない権利者が、権利の有効性が必ずしも明確でない知的財産権を投機的に利用し、その実施者から法外なロイヤリティを取得しようとする新たなタイプの権利行使態様(パテントトロール行為等とも称される)にも、差止請求権をそのまま認めることが果たして合理的であるのか、イノベーションの実現に果たして好ましいものといえるのかについての再検討がなされるべき。

Ⅲ-2 国際標準化活動の強化

- ・ 2006年12月に策定された「国際標準総合戦略」を契機として、我が国発の先進的技術の標準化に向けて産学官が協力し、研究開発戦略、知財戦略、そして標準化戦略を一体的に推進する取組が始まったことは評価に値する。
- ・ 標準化活動に参加しない第三者問題 (標準が広く普及した後にその標準技術に対して差止請求権を行使するなど) への対応や RAND 条件の明確化等の解決方策 について国際的な議論を促進すべきである。
- ・ 国際標準に関連する知財の取扱いルールについては、世界的な議論及び合意が 必要であるが、国内においても、パテントプール化した場合の知財の運用ルール

や、権利濫用の制限、裁定実施権の適用等の措置を含めたアウトサイダー、ホールドアップ対策について議論を進め、早急に結論を得るべき。

- ・ 高度に情報化された社会における情報システムは相互依存性が高いことに鑑みれば、情報化の進んだ現在の社会においてイノベーションを阻害しないように、オープンな標準に準拠して作り出された技術や製品を保持しつづけるための施策が積極的に推進されるべき。
- ・ 標準化団体における統治ルールの進展、より公平でオープンな国際標準化団体のプロセス、会員規約、知的財産の取り扱いルールの明確化など、標準の透明性、公平性、そして質を視野に入れて、標準化プロセスの改革を促進するための施策も併せて積極的に推進されるべき。

Ⅲ-3 中小・ベンチャー企業への支援

Ⅲ-4 知的財産を活用した地域の振興

- ・ イノベーションの推進には、知財支援人材の育成が不可欠であり、その一翼を 担う地域の知的財権管理技能士の活用と育成を進めるべきである。
- ・ 行政書士は、全国各地に事務所を構え、地域に密着した存在として、著作権、 種苗法における育成者権等の登録手続、知的財産権の流通に必要な諸手続(実施 権の登録、紛争予防となる契約書の作成等)を行っている。知的財産の創造にお ける産学官連携、知的財産の活用における地域振興、地域ブランド戦略をはじめ 知的財産戦略全般において、行政書士の担うことのできる分野が多数ある。

V 知的財産人材の育成と国民意識の向上

- ・ 知的財産創出・マネジメント人材の育成にあたっては、業務を限って、民間の 活力の有効利用を図っていくことを考慮すべきであり、そのための弁理士等に対 する政策的な教育又は訓練は、計画的に国の責任で実施されるべきである。
- ・ 弁理士の大幅増員については、それによりもたらされる好都合な結果を埋もれ させてしまう程の多くの深刻な問題を含んでいる。事態の把握、分析、予測を的 確かつ充分に行い、答申や表現を改めるべきである。
- ・ 外国出願関連業務を行うのみならず、外国における模倣品対策や中小企業の海外進出にあたってのコンサルティング等の弁理士の役割をより一層充実させるべく、国費により弁理士を諸外国に派遣し、派遣された弁理士を国の施策に貢献する業務に携わらせる制度を創設すべき。
- ・ 知財立国の推進のため一翼を担うべき知的財権管理技能士の活用を進め、推進 体制を構築すべき。

・ 国民の知的財産意識は一朝一夕にして向上するものではなく、今後も継続して 知的財産研修あるいは教育を行っていくべき。

以上

知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集

平成20年12月1日 知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略本部では、「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」 (平成18年2月24日知的財産戦略本部決定)に基づき、これまで6年間の知的 財産政策の実施状況及びその成果に関するレビューを行うとともに、第3期(平成 21年度~平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の在り方について検討 を行っています。

ついては、本件に関し、国民の皆様から幅広く御意見を募集しますので、下記の 要領にて御提出いただきますようお願いいたします。皆様から寄せられた御意見は、 専門調査会等における検討の参考とさせていただきます。

なお、「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集については、例 年どおり、来年3月頃行う予定です。

記

1. 募集期間

平成20年12月1日(月)から平成20年12月25日(木)17時まで (郵送の場合は必着)

2. 意見募集対象

- (1) これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関する御意見
- (2) 第3期(平成21年度~平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の 在り方に関する御意見

(参考資料)

- ○「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」(平成18年2月 24日知的財産戦略本部決定)
- ○知的財産による競争力強化専門調査会(平成20年度)資料
 - ※ コンテンツについても本意見募集の対象になります。コンテンツについては、今後、コンテンツ・日本ブランド専門調査会において検討を行う予定です。

○これまで策定された知的財産推進計画

3. 御意見提出先

御意見は、書面により、下記の手段で内閣官房知的財産戦略推進事務局あてに 御提出願います。(可能な限り電子メールによる御提出をお願いします。)

(電子メール)

こちらの意見提出様式(法人・団体用、個人用)に必要事項を記入の上、送信 してください。

(郵送・ファックス)

指定の様式(PDF)に必要事項を記入の上、下記あてに郵送・送信してください。ワード形式のファイルが必要な場合は知的財産戦略推進事務局まで御連絡下さい。

【郵送】〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 内閣府庁舎別館3階内閣官房知的財産戦略推進事務局

【ファックス】03-3502-0087 知的財産戦略推進事務局あて

(問い合わせ先電話)

03-3539-1807 髙本、徳山

4. 注意事項

(1) 御意見は項目(下記参照) ごとに分類した上で、該当項目名を明記して御記入いただくようお願いします。

全体

- I 知的財産の創造
- Ⅱ 知的財産の保護
 - Ⅱ-1 知的財産の適切な保護
 - II-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)
- Ⅲ 知的財産の活用
 - Ⅲ-1 知的財産の戦略的活用
 - Ⅲ-2 国際標準化活動の強化
 - **Ⅲ**-3 中小・ベンチャー企業への支援

Ⅲ-4 知的財産を活用した地域の振興

Ⅳ コンテンツをいかした文化創造国家づくり

IV-1 コンテンツの創造・流通の促進

IV-2 コンテンツの海賊版対策

IV-3 日本ブランド(食・地域・ファッション)の振興

V 知的財産人材の育成と国民意識の向上

その他

- (2) 御意見とあわせて、概要を150字以内でまとめたものを御記入下さい。
- (3)日本語で御記入ください。また、メールにより御提出いただく場合は文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようお願いします。
- (4) 頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開する可能性があります。また、取りまとめの関係上、御意見を要約・集約した形で公開させていただく可能性があります。
- (5) 御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- (6) 電話での御意見の表明等には応じられません。
- (7)法人名又は団体名で御意見を提出される場合には、代表者の氏名を必ず記載するとともに、組織内での必要な手続きを経た上で御提出下さい。(確認させていただくことがありますので、連絡先を記載願います。)なお、連絡先及び住所の記載のない法人名または団体名による意見は受理できません。
- (8) ファックスまたは郵送で御提出いただいた場合、御意見を電子媒体でも提出していただくようお願いすることがあります。

(以上)